

政令第 号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日は、令和七年十一月二十一日とする。

理由

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。